

平成 28 年 7 月 21 日

各 位

会社名 株式会社 原 弘 産
代表者の役職氏名 代表取締役専務 西田 和 人
(コード番号 8894 東証第 2 部)
問い合わせ先 経営企画室 マネージャー 津野 浩 志
電話番号 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

**新任取締役候補者の内定並びに臨時株主総会開催、
臨時株主総会招集のための基準日設定及び付議議案に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 7 月 21 日開催の取締役会において、新任取締役候補を含めた新たな経営体制について決議しました。また、当該決議を踏まえて、臨時株主総会の開催、臨時株主総会開催に係る基準日設定、臨時株主総会開催日及び付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新任取締役候補者の内定

(1) 内定の理由

本日同時公表した「代表取締役社長の逝去及び異動に関するお知らせ」のとおり、代表取締役社長園田 匡克は、平成 28 年 7 月 20 日に逝去いたしました。これまで、園田氏は、現場復帰のために病氣療養しておりましたが、療養に専念するため、新体制発足後に当社代表取締役社長を辞任すること、及び当社の今後の新たな経営体制を構築するために新任取締役数名を指名することを意向として示されておりました。当社の取締役におきましては、園田氏の意向を受け協議を行い、新経営体制が概ね内定した矢先における訃報となりました。

当社は、ここ数年、保有する不動産の売却を進め、有利負債を圧縮する等の再建に向けた施策に注力しており、園田氏とその陣頭指揮を取ってまいりました。その結果、平成 21 年 2 月末に 35,420 百万円であった有利子負債を平成 28 年 2 月末には 1,578 百万円までに圧縮いたしました。また、経費削減等の取り組みにより平成 29 年 2 月期第 1 四半期決算では、平成 20 年 2 月期以来の営業黒字を計上することができました。

このような状況下、通期で黒字化するためにも売上・利益に結びつく営業力を強化する必要があります。一方で、現在の役員構成においては金融機関出身者が多く、不動産の現場経験者が少ないことから、今後の事業を回復・発展させるためには、不動産の現場に精通した経営体制への転換を図ることが大切と考えるにいたりました。そこで、園田氏及び常務取締役である藤永誠悟、両名が取締役を退任し、当社における実績を十分に有した若手 3 名を取締役に選任し、さらに当社の事業の原点でもある不動産営業に精通した代表者を選任することは、当社の企業価値の向上に資すると判断いたしました。

代表取締役就任予定の岡本貴文は、営業部門での経験が長く、販売用分譲マンション事業、戸建等のディベロッパー事業を担当しており、事業提携先である株式会社フージャースホールディングスと

の事業協力や代理販売の獲得等、十分な実績を有しております。また、新任取締役候補者である板井均は、不動産仲介業や賃貸事業における物件売買において十分な実績を有しております。同じく新任取締役候補者である津野浩志は、経営企画室のマネージャーとして、園田氏の下、各種再建施策の実務を実行した実績を有しております。

また、新任取締役候補及び代表取締役社長は、平成 28 年 10 月 17 日開催予定の臨時株主総会及び臨時株主総会後の臨時取締役会を経て正式に決定する予定であります。

なお、現任取締役である西田和人は、本日より代表取締役専務として、新代表取締役社長が就任するまでの間、その業務を代行いたします。また、同じく現任取締役である小川栄一は引き続きその職務を、藤永誠悟は退任後、執行役員として業務にあたる予定です。

(2) 新旧取締役の氏名及び役職名

氏名	新役職名	旧役職名
おかもと たかふみ 岡本 貴文	代表取締役社長	不動産仲介・販売グループ シニアマネージャー
いたい ひとし 板井 均	取締役	不動産仲介・販売グループ シニアマネージャー
つ の ひろし 津野 浩志	取締役	経営企画室 マネージャー
そのだ まさかつ 園田 匡克	退任	代表取締役社長
ふじなが せいご 藤永 誠悟	退任	常務取締役

藤永誠悟氏は、取締役を退任予定ですが、執行役員として賃貸事業グループの業務にあたる予定です。

(3) 新任代表取締役の略歴

生年月日	略歴	所有株式数 (株)
昭和 52 年 3 月 10 日生	平成 12 年 5 月 当社入社 平成 18 年 3 月 営業統括部（現：不動産仲介・販売グループ） 課長 平成 20 年 3 月 不動産開発部（現：不動産仲介・販売グループ） 部次長 平成 28 年 7 月 不動産仲介・販売グループ シニアマネージャー	7,800 株

(4) 就任予定日

平成 28 年 10 月 17 日（臨時株主総会及び臨時株主総会後の取締役会後）

2. 臨時株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 28 年 8 月 31 日（水）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日：平成 28 年 8 月 31 日（水）

(2) 公告日：平成 28 年 8 月 12 日（金）

(3) 公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします）

<http://www.harakosan.co.jp/>

3. 臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

(1) 臨時株主総会開催日時及び場所（予定）

開催日時 平成 28 年 10 月 17 日（月）

開催場所 山口県下関市南部町 31 番 2 号

下関グランドホテル 2 階 飛翔の間

(2) 臨時株主総会付議議案

議案 取締役 3 名選任の件

以 上